

畳類に関する公正競争規約の検討状況説明会 FAXによる意見・質問のまとめ

※本回答は、平成26年10月10日現在の畳類の表示に関する公正競争規及び施行規則(案)と畳類公正取引協議会会則(案)に基づいており、今後の検討の過程で変更の可能性があることご了承下さい。

畳類公正競争規約作成連絡会

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F1	規約	<p>・本規約の適用範囲として、「公正競争規約は、法律に近い決まり事なので参加・非参加にかかわらず強制力を持つ」という認識をしている方がいるが、誤解ではないか。規約では商品の内容について「適切な表示」を義務付けている。例えば、非参加者が、「不適切な表示」をする場合は問題になるかもしれないが、「表示をしない」場合は処罰の対象とはならないと思うがいかがか。非参加者でも守らないといけない事項と、参加者のみ守る必要がある事項を明確にして欲しい。</p>	<p>・公正競争協議会に参加・非参加に関わらず、不当な表示があった場合は景品表示法による処罰の対象となる場合があります。なお景品表示法の規制の対象となる表示は、チラシ、CM、インターネット等による表示のほか店頭でのセールストークも含まれるとされています。これらで不適切な表示があった場合も景品表示法による処罰の対象となる場合があります。</p>
F2	規約	<p>・化学表、和紙表を規約の対象にして欲しい。(3件)</p>	<p>・化学表、和紙表も規約の対象と致しました。</p>
F3	規約	<p>・化学表、和紙表のJIS化を進めて欲しい。</p>	<p>・JIS化の問題は協議会では議論しかねます。</p>
F4	規約	<p>・「規約に基づく行為の独占禁止法の適用除外」とありますが、現在検討中の和紙表が表示対象と認められた場合、和紙表の販売自体が独占禁止法の適用除外(自由競争)となるのでしょうか。</p>	<p>・規約を遵守していれば規約に基づく行為は独占禁止法の適用除外となるとの意味です。なお、化学表、和紙表は規約の対象に加えしました。</p>
F5	規約	<p>・現在多くのフローリング材が13mmでありそれにともない13mmの薄畳も相当数流通していますので規約の対象は畳の厚み13mm以上としていただきたいと思えます。</p>	<p>・厚さに関しては12mm以上を対象に致しました。</p>
F6	規約	<p>・15ミリ未満(もしくは12mm未満のもの)は規約の対象外(協議会での管理の対象外)と理解してよいのか。</p>	<p>・12mm未満のものは対象と致しません。</p>
F7	規約	<p>・現在、JIS規格では厚みにより、55～60mmは「畳」、15～55mmは「畳様のもの」との記載になっている。ただ、現在UR等でも15mmを採用している話もあり、これを機に15～55mmの薄い畳も「畳」として標記できるように、関係省庁へ働きかけて欲しい。</p>	<p>・JISの改正が必要であり、畳業界内での議論と関係省庁との協議が必要です。なお、本規約においては、「畳様なもの」の名称については「薄畳」への名称の変更を致しました。</p>
F8	規約	<p>・55mm以上・未満で分けしながらかも、商品説明書には記載が不要となっているのは一貫性がない。 →消費者にとっては理解しにくい、意味のない区分と思われる。であればJIS規格がどうであれ、畳の定義は厚さの上限・下限のみを設定してたほうが分かりやすい。</p>	<p>・現在の案では、JIS規格から外れる55mm未満、12mm以上のもについて「薄畳」と定義して、この規約の対象として扱い、適正な表示を行うこととしています。</p>
F9	規約	<p>・置き畳は畳の定義から外れるという理解でよいのか。そうであれば、規約に明記してほしい。</p>	<p>・置き畳は対象外とする方向で検討しております。</p>

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F10	規約	<p>・公正競争規約を進めるにあたって畳の定義を</p> <p>① 部屋の寸法に沿って敷き詰めかつ一枚の畳の四方がきれいに包み込んであるもの</p> <p>② 畳の表替えができるもの</p> <p>としてください。</p> <p>畳の定義は大原則であり、その商品の身分を保証するものと考えています。</p> <p>畳の厚さや使用する材料に左右されるものではありません。</p>	<p>・畳の定義については、畳の厚さを基準にJISの規定に準じて、「畳」と「薄畳」に分類しています。</p> <p>畳の定義は様々な意見がありますが、圧着畳等も普及しつつあることや業界代表者の意見を踏まえて検討しております。</p>
F11	規約	<p>・一般消費者が適切な商品選択を行なえるようにするため、正しい情報を提供すると考えていますが、そうなると畳表・畳床以外の資材の情報も必要なのでは。(畳ベリ・クッション・縁下紙・畳糸・PPシートなど)使う資材によって商品価値も違うと思うのですが。</p>	<p>・ご意見はそのとおりです。検討が始まった当初は副資材も入っていました。畳店の負担を少しでも軽くしたいとの意向から、畳表・畳床に絞った形になっております。発行後不都合があれば改めて検討することになっております。</p>
F12	規約	<p>・(表示に関し)畳表も花ござも同じ(に扱って欲しい)</p>	<p>・現在検討中の畳類の公正競争規約には花ござは含まれておりません。</p>
F13	規約	<p>・まずは畳表だけの表示に関する公正競争規約を行なった方が良いのではないのでしょうか。根本になる畳表の表示ができていけば、すべての問題が簡単に解決できると思います。</p>	<p>・畳表は畳を構成する部材の一つであり、そのみでは対象となりえません。</p>
F14	規約	<p>・畳床の稲わらの表示が必要では無いか。</p> <p>古畳を解体した再生わらの殺菌処理については、不透明な部分があるので、是非明確にし、必要があれば適切な表示を義務付けて欲しい。</p>	<p>・畳店等の負担軽減のため、稲わらの殺菌処理に関しては表示の対象外としております。必要な場合は個々で別記記載の上添付してください。</p>
F15	規約	<p>・対象業者の項目④にも「材料商」「畳材メーカー」の追加してください。(受注委託製造販売している現状があります)</p>	<p>・規約の対象に「材料商」「畳材メーカー」は入っております。</p>
F16	規約	<p>・最終販売者が責任を持って表示できる、または表示しやすい方法による規約の導入が必要だと思う。</p>	<p>・このために畳業界全体の協力が必要ですので、ご協力をお願いします。</p>
F17	規約	<p>・いぐさ原草の取引に関し、中国産いぐさが国産いぐさに化けたり、JA以外での取引で熊本産いぐさが「産地: 広島」「産地: 高知」といった具合に産地偽装して最終的に表示される可能性を完全に排除できるように、実際の取引内容を吟味して規約を作成してほしい。</p>	<p>・産地や当事者等と再度協議し、対応を検討していきます。</p>
F18	規約	<p>・ネット上でクリーンな畳とか健康畳とかを書いているが、これは使えるのか。又は注意点があるのか。</p>	<p>・表現には合理的な根拠が必要と考えています。</p>
F19	規約	<p>会員・非会員に関わらず、不当表示を行う安売りチラシ業者を改善指導できるルールにして欲しい。でなければ、規約は無意味になると思う。</p>	<p>・実際の不当表示が行われているのであれば、会員に対しては、協議会が指導することになります。非会員に対しては消費者庁・公正取引委員会が指導に当たることになり罰則を受けることになります。</p> <p>・なお、公正規約がない現時点においても、景品表示法による不当な表示が行われているのであれば、消費者庁等へ情報提供することが出来ます。</p>

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F20	規約	・二重価格の表示に用いる市価については、全国価格とし、また該当品の品質規格を定め)ないと無理なのではないかと思う。	・畳類は、定価で販売されるものではないため、全国価格を定めることは適当ではないと考えます。
F21	規約	・10年以上前から抱えている問題として、チラシ等での表示価格と実際の販売価格が異なる問題があるが、このような問題にもきちんと対応して欲しい。 例: チラシで8000円相当品を2300円で販売しますとの表示があっても、実際消費者が購入する段階では諸経費込みで10000円になってしまう。	・これは囲広告の禁止に当たると考えられます。販売する意思がないのにもかかわらずあたかも購入できるような広告は景品表示法で禁止されています。現時点でもこの様な不当表示があれば、消費者庁等へ情報提供することが出来ます。 ・なお、規約案ではこの様な表示は禁止事項とすることとしており、規約発行後は例のような表示が出来なくなります。8000円の品物を2300円で販売している合理的根拠を求められるからです。二重価格に関してはさらに協議を行います。
F22	規約	・経糸の種類表示についてはJAS法の表示と統一した方が良い。 ・経糸の種類表示については現行の表現に不適切な部分があるため適切な表現を再検討して欲しい。(綿Wではなく綿々、等)	・JAS規格による表示とできるだけ整合性をとる必要があると考えています。消費者に分かりやすく、かつ、畳店に書類作成上負荷がかからないように検討します。
F23	規約	・ロット枚数は各流通、畳店等の(在庫、売却先複数)によって異なるとおもうがいかがか。	・実態に合わせた対応で構わないと考えています。
F24	規約	・畳表のランクや畳床のランクを業界としてきちんと定めるべき(例:牛肉のA5、A4等や国債の格付のAAA、AA'等) ・格付け委員会を設け、基準地域や基準商品の卸価格等を基準に地域差を考慮してランク付けし、ランク表を業者や客に提示できるようにするのが望ましい。	・畳床には等級があります。問題は畳表です。規格は誰がどのように決め、どのように審査するかこの部分がこれまで畳業界では曖昧で手づかずにいました。「ひのさらさ」「ひのさくら」のみを採用したのは現時点で唯一審査の精度が高く信頼できるとの判断からです。 ・他品種(中国産含め)をどうするかは業界を挙げての業界標準作りが必要であるが、細部までの規定は難しいので、必要性と対応可否の現実性を考慮して今後も検討していきます。 ・なお、特定用語は明確に限定し、それ以外のランク付けに関しては畳店の裁量に任せることとなります。従って合理性ある畳のランク付け自体は問題ありません。
F25	規約	・国産表の出荷証明書には生産者の「JAの登録番号」や「品格」の記入欄を、輸入表の出荷証明書には輸入業者についての「輸入コード」の記入欄も設けた方がよいのではと思うがいかがか。	・当初は生産者番号の記載を検討してきましたが、事務的負担を少しでも軽減するために現状のような記載になりました。多く要望があれば、ご意見を参考にし生産者番号の記載も検討する方向で検討します。
F26	規約	・輸入表についても、国産表と同様の表示をして欲しい。(3件) ・輸入表についても、ロット番号の付与をして欲しい。(3件) ・輸入表についても、寧波・四川等の産地表示をして欲しい。(2件) ・輸入表については産地表示をしても信頼できないし、薬剤の使用に関しても不明な点があると思う。	・現状の規約案では売買の取引業者間で管理番号による管理を行うことになっており、トレースも可能です。なお、輸入表にロット番号制を導入しないのは、量の問題と細分化、流通経路の複雑化でロット番号管理がなじまない、もしくは意味がないとの判断によるものです。 ・輸入表に関しては原産地としての国名までが記載の限界と認識しています。中国表の原産地表示や品質のランク等については検討中です。 ・出荷証明書は国産表、輸入表ともに同じ並びになるように再検討します。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F27	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・国産表について、ロット管理をしたとしても、ロット内のばらつきが大きく、色合わせ等が行われてることを理解して欲しい。 ・表面加工に関し、いぐさの製織前の加湿の際に抗菌する場合があります。これは、表面だけではないので、言葉が適切ではないように思いますが、いかがでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・色合わせの問題に関しては、商品説明書には製織者名・輸入業者は記載不要とすることになりましたので、記載項目が同じであれば複数の商品説明書を作成する必要はありません。 ・製織前の抗菌が表面加工に該当するかどうかに関しては検討いたします。
F28	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・国産表のQRコード付タグの必要性が不明である。 ・熊本で推進しているQRコード付きタグは、熊本以外の国内外産の畳表を対象にした本規約とは合わない部分があると思うがいかがか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会としましてはQRコード付きタグの普及を強く求めています。規約発効後は製織者名の無い畳表は流通が難しくなる可能性が高いと思います。ただし、QRコード付タグに関しては、コンテンツまで規定すべきか検討していきます。
F29	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・QRコード付タグに関する説明が必要。QRコードを読み込んだ場合にどのような内容が明記されているかを規約(もしくは施行規則)に盛り込むべき。タグの有無だけでは消費者や工務店は理解しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見参考にさせていただきます。
F30	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・QRコード付タグの普及率は総需要の何%か？ほとんどの熊本の生産農家は裾物に関しては手間・コストからタグをつけていないのが実状ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・QRコード付きタグの普及に関しては協議会として産地に普及促進の要請をしています。 ・なお、普及率は導入農家ベースで約8割ですが、製品ベースではそれを下回っており、普及率をいかに高めるかが課題です。
F31	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の一般的な理解として、JAS格付けの畳表は上級品という認識をもつが、実際はその逆。消費者を混乱させるのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参考にします。 ・このような状況は速やかに改善すべきですので、JASの改善が強く望まれます。
F32	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・JAS格付の畳表は必ず畳を敷きつめた後もシールが貼り付けられている。QRコード付タグとは異なり、途中で取り外すものではないので、商品説明書にわざわざ記載する必要はないのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品説明書へのJAS格付の有無の記載欄は削除致します。
F33	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・畳表の出荷証明書について、畳表輸入業者名には工場名(法人名?)と個人名のどちらを記入すれば良いのかわからない。出荷証明書は国産だけでいいのでは。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)には輸入業者名の記載は不要となります。 ・輸入業者名は商品の製造管理上重要な情報との認識に基づき、出荷証明書には記載が必要であり、輸入商社名を記入します。国内流通量の8割を占めるの中国産の正しい評価と情報を如何に消費者に提供するかは畳業界の将来が掛かっていると考えます。
F34	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・表面加工に関し、染土の使用の有無は含まれないのか。 ・中国表に関し、染土の使用に関する表示はどうか。 ・中国表の場合、薬剤の使用の有無がわからないが、どのように記載すれば良いか教えて欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内産、中国産の畳表ともに、染土だけなら着色には当たりません。薬品をプラスした場合は着色となります。
F35	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・和紙表の名称は「機械漉き和紙」とするべきではないか。 ・和紙表、化学表の中に含まれる物質の表示や、和紙表のコーティングを表面加工として扱うか等、表示面をどうするのか。(2件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙(機械すき和紙に樹脂コーティングしたもの)での表示の方向で検討しております。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F36	規約	・中国産の和紙表が少量ながら流通している。将来は中国産の和紙表・化学表の流通量が増加することを前提としてルール作りをしてほしい。	・検討していきます。
F37	規約	・商品説明書に一級技能士や品質管理責任者の記載欄があるが、有資格者が1人の場合でも全て有資格者が製作したかのような誤解を与える恐れがあり心配。 資格者の有無の欄を削除するか、大規模店のみ資格者の有無の欄を削除して欲しい。	・各事業所に一人以上一級技能士・品質管理責任者が居て製造管理を行っていれば表示可能とするよう検討しています。 ・また、商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)の書式は1種類で考えています。
F38	規約	・商品説明書の畳製作技能士の有無の欄は削除を希望する(2件) ・製造工程管理責任者資格の有無の欄の削除を希望する(3件) ・(畳床の)JIS認証の有無の欄の削除を希望する	・消費者の選択情報として大切であると思います。消費者目線でのご理解をお願いします。 ただし、他に表示に対して、この項目はいらぬ・追加して欲しい等のご意見は尊重し検討しております。
F39	規約	・畳表、畳床の出荷証明書は、商品説明書に添付できるように小さい用紙にすることが望ましい。	・極力手間のかからないように商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)の記載内容や書式を見直した上で、出荷証明書の内容を納入仕様書に転記する方法を検討しています。
F40	規約	・工務店等の下請業務の時は、単価及び利幅が低いため、帳簿の記録や商品説明書作成の義務化は負担が重い。 まずは消費者へ直接販売時のみの義務化にして欲しい。	・商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)は、自らの製品の証明であり義務です。量の多寡、販売先等によらず、すべて対応することになります。公正競争規約の趣旨・目的に基づいてご理解をお願いします。
F41	規約	・畳に関する商品説明書の「製造者」欄に「製品の問合せ先」を追加するのはどうか。	・規約が本格的にスタートしてから必要だと云う声が多数上がるのであれば導入を検討します。
F42	規約	・安価な畳の製作の仕事ばかりが増えている現状を危惧している。 安価な畳の製作を前提とした制度では、高品質な畳の製作技術衰退に拍車がかかるため下記制度を望む。 ・畳の製作基準の厳格化。現在の規格に、総目乗り仕上げ(最低限中物畳は、上前、下前、目乗り仕上げ)畳表の貼り作業等を増やす。 ・最低限でも製作に関わった全員の氏名、資格の有無を記入する。	・ご意見参考にさせていただきます。
F43	規約	・普通の染土で泥染した畳表は、「未加工農産物」に該当すると覆われるが、未加工の農作物故の色合い等のクレームに関する免責事項や対処マニュアルが必要ではないか。	・未加工農産物に対するクレームの免責事項については、検討会で議論しておりません。また、本規約で定める範疇には含まれないと考えています。
F44	規約	・私の個人的意見としては、「畳に関する商品説明書」にある「加工方法」のところを、もう少し細かく規定、細分化して欲しいと思います。「縫着・接着」の他にたとえば「手縫い仕上げ、一部手縫仕上・ノータッカー」等、加工の仕方にグレード、等級化する等。 また、「畳製作技能の有無」も1級2級も加えていただきたい。技能士の地位向上という視点からも、もう少し議論していただきたいです。	・施工方法の細分化で消費者がどのような加工が施されているか知るといことは重要なことと思います。 ・ただし、規約で規定する表示に関する加工方法は大きな区分での表示とならざるをえません。それ以上に関しては個々の畳店さんが必要に応じて別途説明願います。それが畳店としての差別化に繋がると思います。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F45	規約	<ul style="list-style-type: none"> 商品説明書の畳表・畳床については書式に全て印字しておき、作成者は該当項目を選ぶ方式にしてほしいと思います。 商品説明書の表面加工の有無、JAS格付けの有無は畳表の中に入れてほしいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 商品説明書はなるべく事務的負担が無いよう極力チェック式を採用していきたいと考えています。 畳の欄の表面加工は、畳店で行う防かび加工等の有無なので、畳の欄に記載しています。 JAS格付けについては、JASの規定による表示が別にありますので、削除を検討しています。
F46	規約	<ul style="list-style-type: none"> 畳表の出荷証明書の下段に国産表・輸入表共、複数の業者を介した場合等の為、座版を押す欄を予備に作ってあるべきだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見参考にさせていただきます。 ただし、スペースを設けることは可能と思いますが、使用方法は各社各様の対応になると考えます。
F47	規約	<ul style="list-style-type: none"> 全国統一の「畳の納入に関する説明書」は必要と思う。ただし、業界全体を巻き込んだ規約でなく、全日畳のみで簡素な統一様式を作れば良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 全日畳会員に関してはそれでもいいと思いますが、それ以外の参加者についても考慮が必要です。基本的な考え方は、全日畳の会員であるかどうかに関わらず、業界統一とすべきと考えます。
F48	規約	<ul style="list-style-type: none"> 畳表の詳細情報な情報について、出荷証明書に記載するのは構わないが、下記の理由もあるため消費者への情報伝達が不要な部分までの商品説明書への記載はやめて欲しい。 ①畳表は切り物・長物で出荷されるが、必ず半端な畳表がでてくる。一般的には色合わせを行って半端な畳表を使用しているが、その場合は商品説明書が複数必要となり、工務店・消費者に誤解を招く。 ②産地問屋・輸入者・材料商の流通の段階でも、川下からの注文内容や品質によっては半端が必ず出てくる。これも破棄せず価格等の条件を落とすなどして販売しているが、上記①と同じ理由で取り扱いが難しくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)の複数発行を回避するために、製織者(国産)や輸入業者名は記載しない方法で再検討中です。 ただし、使用内容の記録は保存し、いつでも説明ができるようにしてください。
F49	規約	<ul style="list-style-type: none"> 畳の商品説明書の順番は、最初に畳の製造者等に関する情報が書かれるべきで、その次に畳表、畳床の順とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)の形式は、消費者にとって分かりやすいものになるよう改めて検討していきます。
F50	規約	<ul style="list-style-type: none"> 大手の畳店では、商品説明書の作成に関し電子化・自動化を進めると推測される。記載事項のみ規約を遵守する前提でフォーマットは作成者の裁量に任せてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討します。 伝票の形式は別段規制は設けない予定。記録に関してもどのような形であれ記録が保存されていれば問題ありません。 商品説明書(現段階は「納入仕様書」)の様式(用紙の大きさや文字の大きさ)は共通のものとして定める必要があります。記録に関しても、できるだけフォーマットを共通化する方向で検討します。 電子ファイルの配布については、検討していきます。
F51	規約	<ul style="list-style-type: none"> 畳に関する商品説明書については、工務店(元請)経由で販売する場合、工務店名、畳店名のどちらが製造者にあたるのか。 工務店(元請)経由で販売する場合、工務店名と畳店名の両方の記入欄を設けることはできないか。(2件) 	<ul style="list-style-type: none"> 下請となる場合でも、畳を作製し敷き込みを行う畳店が自らの責任において商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)を作成発行すべきと考えます。また、元請の工務店には同仕様書を施主に提示するよう要請してください。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F52	規約	<p>・トレーサビリティのためには、生産者のQRタグや出荷証明書等が、コピーや転記では無くそのまま消費者まで伝わる必要がある。そのためにも、畳表一枚一枚にQRタグや出荷証明書等をつける必要があると思う。(5件)</p> <p>・もし、現在の案(畳表に関してはロット単位の出荷証明書の発行)にするならば、それぞれの長所と短所を明確に説明して欲しい。</p>	<p>・トレーサビリティにおいて、原簿を回す仕組みをとっているのは産業廃棄物のみで、(コピーや転記を含めて)記録をとることによる対応が他産業での通常のやり方です。</p> <p>・情報伝達の方法として想定されるのは、コピーか、全て現物に貼りつけるかのいずれかですが、現物に全て出荷証明書を付けるのは現実的に実行不可能であるため、規約案では出荷証明書のコピーと流通業者や畳店の帳簿記録(仕入れ・販売記録)で対応することにしています。</p> <p>・QRコード付きタグは畳表についているので、そのまま消費者に伝わるようになります。出荷証明書については、トレーサビリティを行うために必要な書類ですが、商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)は一般消費者に納入した製品の仕様を説明するものです。このため、必要な情報を納入仕様書に転記して表示する仕組みを考えています。納入仕様書に記載する情報は、消費者に伝えるべき最小限の情報とすることを考えています。</p>
F53	規約	<p>・既存の仕組みである、産地よるQRタグの添付や全日畳による証紙添付の推進で事足りるのではないか。(2件)</p> <p>畳店として、規約に伴う負担増は受け入れがたい。</p>	<p>・規約の検討は当初より、畳店の負担ができるだけ小さくなるように検討してまいりました。いつの時代もその時々で、先人たちが時代に即応し常に変化と努力により業界が残ってきたものと思っております。今回の規約への対応もプラスと捉えるか、マイナスと捉えるかで大きな違いがあると思います。プラスと捉えれば負担の大きさは、さほどでもないむしろ利益に繋がるものだと考えます。消費者目線でのご理解をお願いします。</p>
F54	規約	<p>・商品説明書の作成において、出荷証明書の転記の手間は畳店の負担となるので無くして欲しい。</p>	<p>・極力手間のかからないように商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)の記載内容や書式を見直した上で、出荷証明書の内容を納入仕様書に転記する方法を検討しています。</p>
F55	規約	<p>畳表の現物で選んでもらう場合も、国産表・輸入表の口頭又は文章での説明は必要になるのでしょうか。</p>	<p>・必要になります。消費者が国産を望む場合に中国産を同時に見せられて、欲しい国産表を選べないことは、規約の説明責任を果たしていないと言えるからです。</p>
F56	規約	<p>・消費者との商談時に商品説明書を提示することは困難なので、消費者に説明すべき項目のみをルール化するほうが現実的。</p> <p>・消費者との商談時に、商品説明書に畳表のロット番号を記載する必要があるのか。また、実際の納品時に違うロットの畳表になってしまう場合はどうするか。</p>	<p>・商談時、消費者の信頼を得るためには商品選択に資する必要な情報の提供が不可欠です。個々の努力が重要です。</p> <p>・商談時に商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)そのものを提示する必要はありませんが、納入仕様書に記載する事項に関わる情報は、適正に伝える必要があります。</p> <p>・なお商談時に説明した内容を変更する場合は同等品であっても作業前の説明と承諾が不可欠だと思います。</p>
F57	規約	<p>・住宅などの書類は出すことには賛成ですがアパート、マンションは誰が住むかもわからないので書類は必要ないと思います。</p>	<p>・それぞれ必要であり、賃貸物件の場合は商品説明書は不動産業者に対し発行します。</p>

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F58	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・特定用語の基準に関し「ひのみどり」の「ひのさらさ」「ひのさくら」を選定した理由はなにか。 ・熊本産「ひのみどり」品種を優遇しすぎているのでは。 ・特定用語の「最高級品」、「高級品」等の仕分けは不十分。 ・「ひのさらさ」「ひのさくら」を使用したものだけが特定用語を使用できるのなら、いっそ畳表だけを対象とする公正競争規約にしたほうが良いのでは。 ・特定用語は検討が不十分なので、現時点では見送るべきである。(2件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定用語に関しては個人的な評価による使用、表現が殆どで、消費者の誤解の元です。そのため制限が必要になります。その規格は誰がどのように決め、どのように審査するかこの部分がこれまで畳業界では曖昧で手づかずにいました。 ・様々ある審査基準で、現時点で品質の精度が担保できるのが「ひのみどり」等の審査基準と審査であるとのことでの結論です。熊本県業協同組合が定める熊本県品種「ひのみどり」等製品畳表検査規格表に基づき第三者機関による審査がなされることから、審査精度が極めて高いため選定しました。 ・特定用語の使用は規約で限定されたケースのみで、稀なものをご判断してください。特定用語以外の畳のランク付けは合理的な根拠があれば事業者の判断により表示が可能です。ただし消費者が誤解を招くような不当もしくは不適切な表示は禁止されております。 ・他品種(中国産含め)をどうするかは業界を挙げての業界標準作りが急務です。
F59	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の規約内容では、粗悪品の畳でも「特選」との表示ができるように読める。おかしいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規約はそのような行為を禁止しています。「特選」は特定用語です。 ・特定用語の使用は規約で限定されたケースのみで、稀なものをご判断してください。特定用語以外の畳のランク付けは合理的な根拠があれば事業者の判断により表示が可能です。ただし消費者が誤解を招くような不当もしくは不適切な表示は禁止されております。
F60	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・特定用語に関し「ひのさらさ」の年間供給量は総需要の極わずかにもかかわらず、規約で規定するのはおかしいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初、ご指摘のご懸念については想定されておりました。ただ、速やかなる業界標準を策定し他品種、他県産・中国産にも特定用語が使用できるようにすることにより、特定用語が使用できる畳の流通量を十分なものにして行くことが望まれます。
F61	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・特定用語の「最高級品」、「高級品」の製作にあたり、一級技能士に関する条件が入っているが、その条件は不要である。(4件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・業界の資質向上、将来的発展の面から、消費者からみて畳店の技術の目安となる国家資格の有無の表示は必要であると考えています。また、技能検定試験制度が始まって50年になります。これまでも、これからも受検の機会は平等にあるため、畳店側にとりましても公平な制度であると考えられます。
F62	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・特定用語の「最高級品」、「高級品」に関しては、一級技能士が最初から最後まで製作に関わることを条件とすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所に1人以上の一級技能士が居て、一級技能士により製作もしくは製作管理をしていればよい規定になっています。
F63	規約	<ul style="list-style-type: none"> ・特定用語の使用基準に関し、「ひのさらさ」「ひのさくら」だけでなく、他の品種、産地(中国産も含む)、「ひのさらさ」「ひのさくら」以外のひのみどり等も追加して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他品種、他県産・中国産への特定用語の使用については、今後検討していきます。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F64	規約	・畳表に関し特定用語に該当するためには、一括検査が必要と聞いている。中下級品の畳表に関して当てはめると人員、時間的問題等から無理が生じるので、その部分はいらないのではないか。	・特定用語云々に限らず、誠実な業界標準は消費者の信頼を得るため、また誤解の無い表示のためには不可欠であります。またそれは業界の発展に必ず繋がるものです。ご意見のように目線のちがいは生じる可能性は歪めません。工夫して出来る限り精度の高い審査が行われるよう業界を挙げて取り組むべき事柄です。 ・特定用語の使用は規約で限定されたケースのみで、稀なものと判断してください。特定用語以外の畳のランク付けは事業者の判断により表示が可能です。ただし消費者が誤解を招くような不当もしくは不適切な表示は禁止されております。
F65	規約	・特定用語の使用基準に関し、輸入表は公正中立の第三者機関でランク付けができない限り、輸入業者の自主的なランク付けでは信頼性が低く、品質の担保も不可能。	・特定用語を広く使って頂くために、早急にな業界標準の基準によりランク付けができるように検討してまいります。
F66	規約	・新畳にもある程度ランクづけが必要である	・まずランク付けの根拠となる畳表の業界標準の確立が必要です。 ・特定用語の使用は規約で限定されたケースのみで、稀なものと判断してください。特定用語以外の畳のランク付けは合理的な根拠があれば事業者の判断により表示が可能です。ただし消費者が誤解を招くような不当もしくは不適切な表示は禁止されております。
F67	規約	・不当表示やおとり広告の禁止に関しては同感する。ただ、奨励を受けた賞の受賞者が、賞の受賞経験をアピールすることは問題ないかと思うがいかがか。	・事実に基づく表示は問題ないと考えております。
F68	規約	・中国産表を国内で畳に仕上げると国産の表示ができるようになれば、全国の畳屋が喜ぶのではないか。	消費者が求めているものに反します。畳表のい草の産地と製織地を明記することで、消費者と畳表の産地の理解を得られるように規定しています。
F69	規約	・規約により、各畳店の価格付けに制限がかかることがないようにして欲しい。 ・また、規約内のランク付けが充実すると、今後それを元にした相見積等による価格競争が心配であり、最低価格のルールも必要になってくるのではないかと思う。(2件)	・規約が発行しても基本的には自由競争です。小規模店も大規模店もそれぞれの特色を生かした自由な競争が望まれます。 ・なお、最低価格を決めるのは難しいと考えられます。
F70	規約	・輸入表の出荷証明書の作成に関しては、必要事項が盛り込まれていれば自由な書式も可とし、電子化できるようにして欲しい。 ・また、5年間の帳簿の記録に関しても電子化を可能にして欲しい。	・作業や保管としての電子化・自動化は業者の判断で可能ですが、帳票書類としての出荷証明書の書式は業界統一で考えています。
F71	規約	・輸入表に関し、出荷証明書に輸入業者名や流通業者名等の記載欄をなくして欲しい。(取引において不利益を被る可能性がある) ・出荷証明書及び商品説明書の作成、帳簿の記録など、畳店や流通業者の負担が重く、必ずしもすべての情報を消費者に対して表示することが良いとは思わないがいかがか。	・今回の規約策定に至った要因は、産地偽装です。放置すれば畳業界の死活問題です。今回の公正規約の考え方は、消費者の商品選択に資する情報をいかにして正確に伝えるかということを第一にしており、表示に関しては消費者アンケート等も行い入れるものと削除するものを精査していきます。結果的に業界が望む表示事項が消費者にとって必要のない事項であれば表示の事務的負担を軽減する観点より削除する場合が出てくると思います。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F72	規約	(規約に関しては)産地・出荷・ルート of 証明が、もっと簡単にできるようなシステムを作るだけで良いと思う。客が詳細を知りたい場合は、細かな規約やトレーサビリティ情報を見られる環境(ネット、資料送付等)を整備するだけでことが足りるのではないか。	・不当な表示をなくし、適正な表示により公平な競争ができるようにしていきたいと考えておりますが、ご意見参考にさせていただきます。
F73	規約	・JA八代あるいは私設市場とかは、直販をしている関係上、産地問屋に入るのでしょうか。 ・本支店での場合、現物の仕入販売等と決済の場所が違う場合の管理はひとつにするのは厳しいですが、どうお考えでしょうか。	・JA八代にしても私設市場にしても畳表の販売を手掛けていれば産地問屋に属すると考えます。ご指摘の本支店の件は、委員会で協議いたします。
F74	規約	・トレーサビリティは畳店までの帳簿管理で良い。表示に畳表・畳床の証紙添付は必要ない。畳店が責任をもって表示すればよい。	・トレーサビリティは畳店が責任を持って畳を消費者に提供するためのシステム作り、ルール作りと理解ください。なお、商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)、証紙については、畳店の負担を軽減しつつ表示出来る様、様式を検討していきます。
F75	規約	・仕入先や仕入先の納品書、仕様書を信用出来ないから、出荷証明書が必要になったということと思うが、仕入先が信用出来ない人が出荷証明書を信用出来るのはおかしな話である。 信用出来る仕入れ先とプロである畳屋が自分の目を信じて本物の畳づくりをすれば、それが一番の信用で100%証明できると思う。	・畳業界全体で信頼関係の構築を確立致したいと、真剣に協議してまいりました。その方向性は変わりません。
F76	規約	・畳表(長物)で1枚多く取れた場合、仕入記録と販売記録の数が合わない・・・。	・仕入れ記録と販売記録が不一致の理由を同時に記録しておくことによって、仕組み上は解決できると思います。 ・ただし悪意に基づく不一致の余地が多いようであれば、根本的な検討が必要になります。
F77	規約	・協議会に未加入のものが流通の途中に介在する場合は、末端の畳店は公正競争マークをつけて販売はできないのか。	・基本的には、途中段階の情報が全て揃わなければ正しい表示ができないこととなります。また、途中段階の情報が正しく伝達されなければトレースすることができません。この様な場合は公正マークは付けられないと理解して下さい。
F78	規約	・協議会がスタートしても、それ以前のいぐさ原草や畳表、床資材の流通在庫はかなりの量があると思われる。それらの対応はどう考えればよいのか。	・経過措置として実施猶予期間が必要となります。その間にご準備やご調整ください。 なお、考え方としては、間に合わないものに関しては在庫している当事者の責任で出荷証明書を発行することになると思われます。この件は今後協議していきたいと考えます。
F79	規約	・畳表に日付が入ると古物になったものを使いづらい(イメージダウン)なので小口の仕入れになる→処分品が増えると思う。	・日付が入ってなくとも古物は古物です。無駄を出さない工夫して消化してください。 現在でも小口仕入はかなり増えていると思いますが、流通の移り変わりは業界の変化としてとらえてみてはどうでしょうか。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F80	規約	<p>・国産表について、60枚出荷単位の畳表がすべておなじ色であると勘違いしていないか。より良い出荷をしようとするほど商品のロットはバラバラになる。何もしないでロットで商品を動かすのであればこれほど簡単なことはない。</p> <p>・産地サイドでのいい加減な検品体制・尺度を考えると現行規約を導入する要因が整っていないので中止するのが望ましい。</p>	<p>・畳表の色や品質を揃えるために異なるロットの畳表を組み合わせることがあると思いますが、消費者の商品選択に資するように適切な流通と正しい情報伝達が図られる必要があると考えます。</p>
F81	規約	<p>・公正取引協議会の事業活動について、規約第16条(3)～(5)等で規約の遵守や違反に関する調査等があるが、誰が実施するのかが記載されていない。例えば、“理事会の中から1名と専門部会(調査担当:各都道府県に最低2名が必要と考えます)の3名が立ち入り調査する”というように具体的に示して欲しい。</p>	<p>・どのような体制で違反事例の調査を行うかは、規約スタートに併せて、専門部会等が立ち上がって来ますので、その中で検討、決定していくことになる予定です。</p>
F82	規約	<p>・不当表示等(により規約違反)をした業者に関し、(規約第19条1項の)警告から(2項、3項の)処分までの期間に関して提示がないが、設定したほうがよい。</p>	<p>・処分等の詳しい内容についてはこれから検討いたします。</p>
F83	規約	<p>・「規約に不参加の畳店がこの規約に違反する商売を行った場合」景品表示法によりペナルティーが課せられるという認識でよろしいでしょうか？ またその場合こういった機関からどのようなペナルティーが課せられるのでしょうか？</p>	<p>・非加入者には規約は適用されません。しかし、景品表示法による虚偽表示が明らかになった場合は、公正取引委員会から処罰を受けることになると考えております。</p>
F84	規約及び協議会	<p>・畳表から加工して畳とすることを考えた場合、畳屋としての技術・知識等が不十分でも、規約さえ守れば公正マークを表示できることが疑問。粗悪品を作る業者も規約のみ守れば公正マークをつけることができ、結果的に粗悪品に公正マークがつくことになる。消費者保護の立場からみて問題ない畳屋かどうかを判断し、「良し」とした畳屋のみ公正マークを表示できるようにして欲しい。 例えば、「①全日畳加盟業者、②各都道府県組合加盟業者、③各都道府県組合が認めた業者、④JIS認定資格を有する業者」のいずれかをみたくことを加入条件にすれば、消費者保護をしつつ消費者庁のいう公平性も保てるのでは。</p>	<p>・公正規約の参加条件は畳を扱う業者であればだれでも入会出来ることが大前提であり、より多くの畳業者が参加できるように、参加は何人もこれを阻害しないことが重要になります。</p> <p>・公正マークは商品の品質を証明するのではなく、公正な競争、公正な取引の下、適正な表示を証明するものです。なお、商品説明書(現在の案では「納入仕様書」)には、技能士資格、品質管理者資格等を記載する欄を設けています。</p>
F85	規約及び協議会	<p>・公正マークをすることで、悪徳業者、偽装業者を見つけ処罰できるようになるのであれば、見つけ出す方法、情報・噂を受け取る機関をしっかりとして頂きたい。受け取る方は、確固たる証拠がなくても怪しいくらいでも、軽く広く情報を集めてほしい。 そして、審査は、細かく徹底的にして。 勘違いや、やり方の指導をきちんとする。 あくどい場合は、処罰、罰金など、そして一定期間の監視、報告をすること。 調査した場合は、審議の有無を問わず、すべて内容を公表すること。 このあたりがあいまいだと、逃げ道がいくらでもできてしまいます。</p>	<p>・協議会として違反に対して適切に対応する体制を整備します。</p>
F86	規約及び協議会	<p>・現在進行中の規約作成の責任を明らかにせよ。規約作成の責任を誰がどのようにとるかを明確にしなければ、無責任な規約が出来てしまう。 同様に協議会が出来上がった時の責任の所在も明確にしておくべきだ。</p>	<p>・規約は畳業界8団体の代表と、オブザーバーで協議して作成しております。規約は業界で定める自主ルールですが、原案を作成し消費者庁及び公正取引委員会の認定を受ける事が必要であり、無責任な規約が出来る事はありません。</p>

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F87	規約及び調査広報	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の規約案では、消費者アンケートを反映されていないのではないか。(4件) ・国産表、中国表、の区別も大事だが和紙などの化学表は、急成長している背景も考慮し、いぐさ・和紙・PPのような簡単な表記からスタートし、徐々に変化させていけばいいのではないだろうか たくさんの情報を管理しながら表記していくことが必要ではあるが、実効性の難しいものを一度にスタートさせるのはかなり難しいと思われる。ごく単純なトレースと表示でスタートし、全体に浸透させてから数年をかけより良いシステムに移行していく事がのぞましい。 ・消費者の希望は、いぐさの産地・薬剤の有無・製品のランク・製造業者を表示してほしいという結果が出ている。 ・アンケート結果をみるとで置技能士の有無・管理責任者の有無それとJASの有無は必要ない項目だ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・“消費者アンケートの意見が規約案に反映されていないのではないか”という意見につきましては、消費者のご意見は当然重要です。ただし、規約については業界内の意見や事情も反映させるべきであり、アンケートでこのような意見があるということにつきましては、真摯に受け止めて今後の課題と致します。 ・なお、ご指摘の国産・中国産などの産地のほか、和紙、化学表、畳床の内容等についても、情報が伝わるように検討しているところです。
F88	協議会	工務店等、見積もりを取らずに国産品を施主と約束した場合、価格的に無茶な場合はどうするのか。相談や救済の窓口は設置しないのか。	個々の畳店で対応する事であると考えます。
F89	協議会	公正取引協議会の運営(及び会費の負担)に関し、輸入業者は、「輸入のみ」、「輸入と流通」、「輸入から販売」の3形態があると思うので、それぞれどこにあてはまるか最初にきめておいたほうが良い。	取扱量の、1番比重の高い部門にあてはめてください。
F90	協議会	・協議会の加盟者の入会費、会費はどの程度の見込みか。(3件)	・公正取引協議会の立ち上げ・運営に必要な予算は、生産・輸入、流通、販売で均等に負担することとしていますが、会費については、参加人数と会費水準の両面から委員会で検討中であり、決まり次第提示します。
F91	協議会	・規約自体は賛成するが、経費を含め小コストで出来るようお願いしたい。(2件)	なるべく低コストに抑えられるように協議を進めています。
F92	協議会	・規約の大義には賛同できるが、規約運営の為のコストアップは認めない。最終的な金銭的な負担は、畳店、もしくは消費者になるのではないか。	・総論賛成各論反対ではルール作りができません。必要な経費は川上から川下までを3つに分けて、畳業界に関わるすべての団体が負担をする予定です。「最終的な」金銭負担というのが何を指しているのかは不明ですが、仮に最終的な「畳」の単価がいくらかでも高くなるという影響は考えられますが、それはやむを得ない事だと考えられます。
F93	協議会	・公正取引協議会の運営について、年会費は均等に負担となっているが畳床・畳表は寸法に関係なく、使う枚数ごとにそれぞれが会費を払うのか、それとも枚数に関係なく一律にするのでしょうか。	・畳店からの質問と思われますが、畳店の使用する枚数により年会費が異なることはないことを検討してます。均等に負担という意味は、協議会全体に必要な経費を、大きく3つのカテゴリーに分け、それぞれが負担する方向で検討中です。
F94	協議会	・公正取引協議会運営について収支(案)計画を詳しくお答え下さい。	・現在協議中であり早急に試算をし、大まかな数字でも示す様にします。
F95	協議会	・説明会では、運営費用を1000万円位に考えておられるということでしたが、会員が仮に違反の疑いがある場合に調査に行くと思いますので、少ないスタッフになるとはいえ、協議会の方が動くということになるともっと費用がかかりそうですが・・・。	・そう云った事も考えられますが調査に関しましては各県或は各ブロック等調査委員をお願いする等をして経費の削減を図る等協議中です。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F96	協議会	<p>・畳類公正取引協議会 お客様相談窓口 03-XXXX-XXXX 畳店が対応・処理すべき質問やトラブルまでを相談窓口に電話してくる可能性が大きい。相談窓口に電話すべきことは、工事をしてくれた畳店に言えない苦情、つまり、畳店の対応の不満等であるはず。 →混乱を避けるために相談窓口の電話No.を記載せず、協議会のホームページを立ち上げ、ホームページのアドレスを商品説明書に記載したほうがよいのでは。そして、ホームページ上に相談窓口を具体的に記載して相談を受けるようにしてはどうか。</p>	<p>・畳そのものへの苦情は、畳店が受けるべきものです。相談窓口と書くとその様な苦情も協議会へくることとなります。一方で協議会の連絡先を記載しないということもおかしいですし、HPアドレスを書いてもメール等で苦情がくることとなります。このため「お客様相談窓口」という文言は削除して、協議会名と電話番号を残すことを検討中です。</p>
F97	共通	<p>・規約について、非加入者や悪質業者が規約を逆手にとって利用することがないよう注意して欲しい。また、行政等の指示により、数字的規約が多くなることを危惧する。(JAS表の4×7、目方など、長草使用の目的での規格変更とは思えるが、耳毛の長さより縁際重視(したほうが良い?))</p>	<p>・規約の盲点を突かれることは十分予測できるが、後手対応になっても臨機応変に対応するしかありません。数字的記載というのは、誰の目から見ても判断が可能であるというメリットがあります。色合いなどの定義は人の主観に左右されるので、現実的には数字的な縛りとなっても致し方ない点があることご理解ください。 ・なお、どんな業者であれ不当な入会拒否はできません。悪質といわれる業者もこの規約に従うことにより悪質でなくなるようにしなければならぬと考えています。ただし、規約により不利益となることがあればその部分の規約の内容は修正していきます。</p>
F98	共通	<p>・公正マークをアピールとして使うのならばルールとして運用するのと、アピールとして運用するのとでは立ち位置が違います。 この点は、明確にした方が良くと思います。</p>	<p>・規約ですからルールと考えています。ただし、畳業界に公正競争規約が導入された暁には、消費者に向けた発信も視野に入れる必要はあります。業界内だけのルールであっては意味がなく、消費者を含めた末端までがこの規約についていかに「知らせる」かは重要な課題であると認識しています。</p>
F99	共通	<p>・業界自主ルールにより出来る規約なので、成立後も必要に応じて規約の内容を変更するという臨機応変さが大切と思う。</p>	<p>・そのとおりであり参考にします。 協議会成立後も、絶えず規約の内容を高めていく仕組みは必要と考えています。</p>
F100	共通	<p>・基本的には、中々難しい点が多いため、反対ではあるが、実際、実施されることになった場合は、皆が的確に簡素化して進められる様にして欲しい。</p>	<p>・間屋さんの製品管理は確かに今までよりは大変になりますが、長い目で畳業界の将来を見た時にこの公正競争規約は必ず消費者・畳業界双方にとってメリットがあることをご理解ください。ただし、簡素化が可能な点については、極力簡素化する方向で検討致します。</p>
F101	共通	<p>・(制度が)あまりに複雑であるが故、ついていけない畳材料商さんや畳屋さんが多いのではないかと。</p>	<p>・制度の内容をきめ細かく説明し理解を得る努力が必要となります。 ・公正競争協議会は会員がついて来て頂けるような説明をしていきますし、畳材料商さんや畳店さんは理解するための努力が必要となります。双方の努力が必要であることは避けられません。</p>
F102	共通	<p>・国産が善、中国が悪という様なイメージを植え付けたくないようなものである様願います。それ自体が誤解になると公正といってもそれ自体が怪しくなると思います。</p>	<p>・もっともなご指摘と思います。国産・中国産それぞれの特色を良く説明し、消費者の正しいご理解を得ながらの営業をお願いします。</p>
F103	共通	<p>・現在検討されている公正競争規約制度は、企業秘密が守れないので反対である。</p>	<p>・具体的にどのような企業秘密が守れないのか不明ですが、現在検討中の規約案は、消費者に適切な情報を伝達するために必要な内容となっていることをご理解願います。</p>

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F104	共通	・い草の畳表は品質が安定しておらず、粗悪品も出荷されている。 このような業界の状況のなかで、公正マークの添付は逆に誤解を招くのではないか。(2件)	・公正マークは公正な競争と公正な取引や表示内容を証明するマークであって、商品のグレードを証明するものではありません。規約発効を契機に畳業界が真に消費者に信頼される業界に生まれ変わることが重要です。粗悪製品の納品は受注製造、納品した業者に責任がある訳ですから、胸を張って納品できる商品提供に努めましょう。
F105	調査 広報	・消費者アンケートでは直接畳店に依頼が8割くらいになっているが本当は直接畳店に依頼する消費者はもっと少ないと思う。調査母体が偏っているのでアンケートはあまり信用できないのではないかと。	・今回のアンケート調査に関しては畳店を主体に窓口にして依頼したので、一部に偏りがあることは否めません。街頭や住宅展示場などでの一般からの声も聞き入れる方法も今後の検討課題かと思えます。
F106	調査 広報	・不十分な点もあるが、各意見を整理反映させ、まずは開始することが大事と思う。また、不具合があれば順次修正していけば良い。(2件) ・規約内容を複雑にしないで、まずは簡単な内容で開始し、1～2年間経過をみた後に修正をすれば良い。	今回の説明会での皆様の意見を参考に見直し等、修正を行い早急に協議会が立ち上げられる様協議を進めます。スタート後改善点があれば見直し、修正していく方針でいます。
F107	調査 広報	・今後の流れについて、規約成立及び協議会発足までのスケジュールの間屋、畳店、生産者への周知を徹底して欲しい。	・尚一層広報に努めたい。業会新聞、各団体を通し周知徹底できるよう努力します。 なお、スケジュールとしては、6月に開催した連絡会総会において、 ・夏頃を目途に規約原案の消費者庁への持ち込み ・来春に規約成立 ・来年6月に公正取引協議会の設立 を目標にしておりますが、その後の状況変化に応じて対応していきます。
F108	調査 広報	・今更かもしれませんが公正競争規約のより有効な実施をする為、また畳の定義という基本の共通認識を持つために、原案の段階での第3者による有識者の参加(大手ハウスメーカー)や説明会のハウスメーカーの参加は必要だと思えます。	・畳類公正競争規約作成連絡会には、建築士や宅建業者などの団体もオブザーバーとして参加、意見を聞いております。 ・なお、調査・広報委員会はオープン会議とするためにも事前の申込みによる傍聴を可能にしていきたいと考えております。
F109	調査 広報	・不当表示の禁止については賛同する。 ただ、今回の説明会の案内についてもそうだが、全畳振のHPや業界紙等のみでなく、きちんと業界関係者全てに情報が行きわたるようにして欲しい。	・貴重なご意見ありがとうございます。 材料商や、資材商社が口コミで伝える方法も効果的なので、使っていくことを検討します。 また、関連情報のHPへの掲載に関しては、メールマガジンによる案内も検討致します。
F110	調査 広報	・協議会への参加者がどれほど集まるか心配である。参加のメリット、デメリットをはっきり伝えるようにしたほうが良い。(2件)	・個々の事業者としてのメリット、デメリットを謳うのではなく、業界全体として消費者の選択に資するためのルールの整備が必要であることへのご理解が得られるような広報活動により、協議会への勧誘をしていきたいと思えます。また、できるだけ参加者の負担が少なくて済むよう併せて検討していきたいと考えています。

ID	分野	意見・質問の集約	回答
F111	調査 広報	<ul style="list-style-type: none"> ・量類の公正マークの導入を世間に伝える際、単に不正防止や安心安全のためというだけでなく、前向きなイメージ(東京五輪等を契機に世界に量文化を発信するため、量業界の制度を整えた、等)で情報を発信してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会自体の存在や公正マークの露出に東京五輪は優れた媒体となることは間違いありません。費用等を考慮しながら様々な角度からの検討が急がれます。
F112	規約 及び 協議 会_全 日量	<ul style="list-style-type: none"> ・全日量の証紙に公正マークをいれるという話を聞いたが、全日量の非組合員でも協議会に参加可能で公正マークを付けられるということだと、矛盾がないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全日量の証紙に公正マークを入れるのではなく、協議会の会員として全日量が規約に基づき正しい表示をしている証として公正マークを付けるということになります。全日量の非組合員は、協議会会員として正しい表示をしている証として公正マークを付けることになります。
F113	規約 全日 量	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも全日量の証紙は、量の素材に関して簡単に明確な表示方法を提供しています。これを、全く別の管理方法をさせ、表示を作成させるのは意味があるのでしょうか？ ・現在の全日量の証紙の添付に関しても、添付率は必ずしも高くないのに、協議会の証紙がきちんと添付されるか疑問である。 また、全日量の組合員が公正マーク入りの証紙に切り替える際に、過去の証紙の余りは返品可能になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全日量の証紙は全日量だけのルールですが、規約は量業界全体で適正な表示のルールを作っていこうとするものであり、大きな意味を持っていると考えます。 ・全日量の表示は、規約と矛盾するものではないので、多少の様式変更はあるかもしれませんが、基本的に規約に引き継がれていくものと考えます。 ・なお、証紙の件は全日量内部の問題で、委員会では協議対象になっていません。
F114		<p>その他規約への賛成意見(4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量表に関して、「国産」、「中国産」、「原草・中国/製織・国内」等の表示の義務化については、非常に良い。 ・公正競争規約が設定されると(生産、流通、販売及び消費者)双方にメリットがあると思う。 ・規約に関しては、中国産量表を国産量表と偽装表示させないためにも、天然素材を用いた日本の文化を維持するためにも必要と思う。 	
F115		<p>その他規約への反対意見(8件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の制度の充実をはかるべきである。 ・まだ、修正すべき点が多い。 ・規約にともなう作業が負担でありコストアップにもつながる。(2件) ・プロの量店ならば、出荷証明書等なくても、現物をみれば材料の良し悪しはわかるはずなので、量店のみの制度とすれば良い。 ・形だけの規約では、大手業者のみが利することになる。 ・商品情報の伝達に関し、輸入業者や流通業者の協力が足りないと感じられる。 ・生産者、輸入業者、流通業者、量店という業界内及び工務店、消費者等の間の意識の差は大きいので慎重に検討して欲しい。 	